## 令和6年3月定例教育委員会会議録

○日 時 令和6年3月21日(木) 午後2時30分~午後3時40分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 布川 敦

1番 百瀨 克浩(教育長職務代理者)

2番 清野 康子

3番 中村 公俊

4番 齋藤 美緒

- ○欠席委員 なし
- ○出席議事説明職員氏名

教育部長	永壽 祥司	参事兼管理課長	清野 健
学校教育課長	今野 新一	学校教育課指導主幹	渡邉 智
社会教育課長	沼沢 紀惠	社会教育課文化財主幹	五十嵐 雄
スポーツ課長	阿部 三成	中央公民館長	熊坂 めぐみ
図書館長	五十嵐 恭子	給食センター所長	小林 尚志

○出席事務局職員氏名

管理課庶務係長 長瀞 陽彦

## 【会議次第】

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事

日程第1 議第4号 鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

日程第2 議第5号 鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

日程第3 議第6号 第2期鶴岡市スポーツ推進計画の策定について

日程第4 議第7号 令和6年度市職員人事異動について(非公開)

- 4 報告事項
  - (1) 臨時代理処理事項の報告について
  - (2) 鶴岡市教育大綱(案) パブリック・コメントの実施状況について
  - (3) 令和6年度鶴岡市教育委員会基本方針(案)について
  - (4) 鶴岡型小中一貫教育について
  - (5) 令和6年3月市議会について
  - (6) その他
- 5 閉会

## 開 会(午後2時30分)

教育長

ただいまから3月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。本日の会議録署名委員は、4番委員にお願いする。

それでは議事に入る。日程第1議第4号について、事務局より説明をお願いする。

管理課長

議第4号について説明する。

この度の改正は、藤島地域の複数の町内会から連名で提出されたスクールバス運行に関する要望に基づくものである。

要望のあった集落について、藤島小学校までの距離や冬季間の安全面などを総合的に検証した結果、スクールバスによる通学支援が妥当と認められたことから、冬季スクールバス対象集落に加えることとし、所要の規則改正を行うものである。

規則改正の内容としては、第2条で定める運行区間の別表(2)合併前の藤島町の区域の冬季に、藤島小学校の対象集落・地区を加えるものである。冬季区分の対象学校名に鶴岡市立藤島小学校、対象集落・地区に古郡、下中野目、野田目、越後京田、藤岡を加えるものである。

施行期日は令和6年4月1日である。

教育長

ただいまの議第4号について、質問、意見等はないか。

1番委員

この度の改正は冬季のスクールバス運行の改正であるが、熱中症対策と しての夏季スクールバスの運行は、規則第2条第2項に基づいて対応する ことになるのか。

管理課長

そのように考えている。

教育長

ほかに質問、意見等はないか。

なければ、議第4号について、賛同の方は挙手をお願いする。

各委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により可決された。続いて日程第2議第5号について、事務局 より説明をお願いする。

学校教育課

議第5号について説明する。

指導主幹

この度の規則の改正点は2つである。

1つ目は、定年退職年齢の引き上げに伴う職名の追加である。第14条中、事務総括のあとに新たな職名として事務専門員を加えるものである。 事務総括の方が役職定年した後に職務を続ける場合は、この職名となる。 職位は補佐級となる。それに伴い第15条に、事務専門員の職務に関する記載を追加している。

2つ目は、文部科学省より告示された「公立学校の教育職員の業務量の 適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康 及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に示されている 「所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育 委員会規則等において定める」という規定を反映させるものである。

教育長 ただいまの議第5号について、質問、意見等はないか。

なければ、賛同の方は挙手をお願いする。

各委員 (全員挙手)

2番委員

教育長 全員挙手により可決された。続いて日程第3議第6号について、事務局 より説明をお願いする。

スポーツ課長 議第6号について説明する。

この計画については、平成31年3月に策定した鶴岡市スポーツ推進計画 後期改定計画の計画期間が今年度で終了することから、令和6年度からの 新たな第2期計画として定めるものである。

計画の内容については、先に中間報告という形で素案を示しているので、詳細な説明は割愛する。

第2期計画の策定については、1月30日の市スポーツ推進審議会において成案を作成し、2月14日に同審議会の村田会長から布川教育長に答申がなされている。

この答申内容については、2月22日から3月13日にかけてパブリック・コメントを行い、2件の意見をいただいた。この2件の内容については、小真木原総合体育館のトイレ洋式化、JA鶴岡だだちゃアリーナへの空調設備設置の要望と、市の施設へのネーミングライツ導入に対する意見であった。

この意見に対しては、スポーツ施設の修繕・改修について、推進計画案に基づいた施策を展開するとともに、収入の確保に向けた取り組みについても今後の施策に反映していく旨をホームページでお知らせすることとしている。

教育長 ただいまの議第6号について、質問、意見等はないか。

2番委員 計画の表紙写真はマスクをつけているがこれで決定か。

スポーツ課長 表紙写真は、2021年8月にドイツのボッチャ選手団が事前合宿した際に 撮影したものをイラスト化したものである。マスクをとってしまうと編集 しづらくなるため、元のままをイラスト化した。

8 具体的な取組の内容の取組1に、スマホアプリ活用についての記載があるが、取組3でスマホアプリ活用について詳しく記載してあるので、取組1からは削除してもよいのではないか。取組1に残すのであれば、言い回しを訂正した方がよい。

また、取組5で功績があった者と記載あるが、功績があった方の方がよいのではないか。

スポーツ課長

取組1について、スマホアプリ活用についての記載は削除し、言い回し を訂正する。

取組5の功績があった者を、功績があった方に修正する。

1番委員

基本方針1(2)はボッチャに限定した記述となっているが、8具体的な取組の内容の取組2ではボッチャを主体とする記述となっているため、ボッチャに限定しない記述とした方がよいのではないか。

また、取組9に照明のLED化による利用者の安全確保と記載あるが、視認性の向上により安全確保に繋がるのか。LED化の記述だけでよいのではないか。

要望であるが、基本方針 2 (2) や取組 6 に、地元企業等と連携したトップアスリートのキャリア支援と記載あるが、地方都市にとっては重要な視点だと思う。大企業のない地方都市がどういった支援ができるのか、また、トップアスリートが好循環を生み出せるような仕組み等を検討していただきたい。

要望2点目として、基本方針2(3)や取組10の、トップチームなどの大会や合宿についてである。トップリーグなど全国規模の大会を子どもたちに身近に触れてもらいたい。そのための大規模施設建設には多額の費用がかかり困難だと思われる。一自治体では難しいと思われるため、自治体同士の広域連携という考えなども検討していただきたい。

スポーツ課長

基本方針 1 (2) のボッチャをボッチャ等として、限定しない表現に修正する。

取組9の照明のLED化による利用者の安全確保についてであるが、小真木原野球場の室内練習場の照明が水銀灯であるが、生産中止となり交換できない状況である。硬式ボールを使う練習を明るい状況で出来ないため、野球連盟からも要望をいただいいる。明るい状況にすることで、利用者の安全確保をするものである。

要望いただいた地元企業等との連携については、市内のアスリートの方が地元企業に就職し指導されることが、今後の競技力向上に繋がると認識 しているので、関係機関と連携し進めていきたい。

要望2点目についてであるが、庄内管内の各スポーツ協会による庄内地 区体育協会連絡協議会という組織がある。その中の施設整備検討委員会に おいて、庄内に今後どういった施設が必要になるのか等検討していきた い。

4番委員

資料を読み進める際に、※印の部分の用語集が役に立った。基本方針の太字タイトル部分には※印がないのは、見にくくなるため省略したのか。また、資料中で2回目に出てくる用語の※印の番号を省略しているが、すべてに番号を入れた方がよいのではないか。

スポーツ課長

1点目の※印の有無のついては最終確認する。2点目の※印の番号の有無については、一番初めに出てくる用語に番号を入れて、2回目以降は省略している。事務局でも検討し、全てに番号を入れると見にくくなると判断したものであるためご理解いただきたい。

教育長

ほかに質問、意見等はないか。

なければ、議第6号について、賛同の方は挙手をお願いする。

各委員

(全員挙手)

教育長

全員挙手により可決された。

本日は議第7号の前に報告事項に入る。報告事項(1)について、事務 局より説明をお願いする。

管理課長

本件は、本日開催された市議会3月定例会の最終日に追加提案されたもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より議会への提案に際し、教育委員会の意見を求められたものであるが、教育委員会を招集する暇が無いと判断されたことから、鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第2項の規定に基づき、教育長が臨時に代理処理し、直近となる本日の定例教育委員会に報告し、承認をお願いするものである。

それでは内容を説明する。財産の取得についてである。

議案は、11月の定例教育委員会に、その補正予算の計上でもお諮りした 令和6年度の教科書改訂により各小学校で必要となる教師用の教科書及び 指導書の購入に関するもので、その単価は文部科学省告示により示される ものであるが、その告示日が2月27日付けであったため、市議会3月定例 会の当初提案に間に合わず、最終日の追加提案となったものである。

購入冊数は、教師用の13科目の教科書2,468冊と指導書3,043冊で、その取得予定価格は5,402万0,510円で、県内では唯一の教科書特約供給所である株式会社山形県教科書供給所と随意契約を締結することとし、納入期限を今月29日とするものである。

以上、報告するので承認をお願いする。

教育長

ただいまの報告について、質問、意見等はないか。

なければ承認してよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

ただいまの報告は承認された。

報告事項(2)から(4)については、事務局提案を示すので委員から の意見や考え等あればお願いする。

報告事項(2)及び(3)について、事務局より報告をお願いする。

管理課長

鶴岡市教育大綱(案)パブリック・コメント実施状況について報告する。

教育大綱の位置づけであるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められているもので、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、総合教育会議での協議を踏まえて、市長が策定するものである。

本市では法改正に伴い平成27年度に教育大綱を策定し、市総合計画の計画期間にあわせて更新を行ってきた。現行の大綱の計画期間が本年度末となっていることから、来年度からの5年間を期間とする次期大綱策定に向けて、1月の第3回総合教育会議で市長と教育委員会とで変更の骨子に関する協議をいただいた。

この協議を踏まえて大綱案として文章化し、2月14日に改めて教育長、 教育委員と事務局とで協議し、最終案としてまとめ、2月29日から3月17 日までの間、パブリック・コメントを実施し市民からの意見を募集した。

また、各小中学校を通して児童生徒の保護者にパブリック・コメント実施の旨を重点的に周知し、こども基本法の趣旨に則り意見聴取に努めた。

その結果、パブリック・コメントで寄せられた意見数は69件で、賛同意 見は2件、参考意見は35件、修正意見は32件と整理した。

修正に及ぶ意見と判断したものは、教職員の働き方改革推進を記入する こと、また、家庭が高い教育力を持たないと子育てできないと読み取れる 箇所の文言修正の2件である。

働き方改革については、学校教育分野に関する基本方針1に、教職員の働き方改革につながるよう、例えば、教職員が本来業務に専念しやすい教育環境の形成と心身の健康維持に向けた対策の充実に努める旨、追記する形で修正を行いたい。また、家庭の教育力に関する部分は文章を補足し、指摘のような読み取りにならないよう修正を行う。

本日の定例教育委員会で委員の皆様から意見を聞き、パブリック・コメントの結果も含めて最終的な教育大綱案を市長に提示し、年度内に決裁をいただく予定である。

続いて令和6年度鶴岡市教育委員会基本方針(案)について説明する。 昨年10月と今年2月の二度にわたり協議いただき、委員の意見を踏まえて 所要の修正を行い、加えて先日委員より事前確認をしていただき、このた び最終案をまとめたものである。

従来、基本方針と重点施策はともに議案として定例教育委員会に諮り、 議決を経て決定してきたものだが、この度、事務手続きの正確を期すため、教育委員会の事務権限に関して関係規則を精査したところ、基本方針の決定については、教育委員会の議決を要する、学校教育又は社会教育の一般方針を定めることに当たる一方で、重点施策の決定については、当該年度の個別具体的な事業名を挙げるなど、具体性が高く方針としての性質は有しないことから、議決を要する一般方針には当たらず、教育長に委任 される事項であると判断されるものであった。

ついては、基本方針の決定に当たっては従来通り議決を経ることとし、 一方、重点施策の決定に当たっては教育長に委任された権限に基づき決裁 することに改めることとするものである。

なお、重点施策の策定にあたっても、引き続き委員との協議の機会を通 じ、委員の意見を反映し定めることに変わりないものである。

また、基本方針は鶴岡市教育大綱と内容を一にするところが大きいことから、次期教育大綱の決定後に諮ることが適当と考えられるが、教育大綱は今定例教育委員会後に市長決裁を経て決定となることから、実質的に年度内の決定につき時間的余裕が無い見通しである。

ついては、これまでの協議を経てまとめられた基本方針(案)を今定例 教育委員会で報告に付し、事前に了解いただいた後、教育大綱の決定を踏 まえて、後日基本方針の決定を臨時代理処理として扱うものとしたく、報 告事項としたものである。

なお、基本方針(案)の内容については、令和6年2月の協議において 示したものから修正は無いものである。

教育長

ただいまの報告について、質問、意見等はないか。

なければ次に、報告事項(4)について、事務局より報告をお願いする。

学校教育課長

今年度、鶴岡型小中一貫教育基本計画(案)を作成するために、3回委員会を開催した。そこで作成された案をもってパブリック・コメントを実施したところであるが、今後の進め方について説明する。

まず、小中一貫教育の取り組みについては、パブリック・コメントに供 した行政計画としては策定せず、教育長から各小中学校長に対し、小中連 携に係る中学校区単位での検討、取組をさらに深めることを求める通知と するものである。

次に、通知の要旨についてであるが、パブリック・コメントに添付した 計画案の内容については修正を加えた上で、行政計画と混同しないよう に、指針等の通知に添付する文書とするものである。

主な修正としては、令和6年3月鶴岡市議会定例会における議論及びパブリック・コメントを踏まえ、鶴岡型小中一貫教育は、これまで実施してきた小中連携をさらに深めるものであり、各中学校ブロック単位で検討と取組を行い、地域性を再認識し、地域の特長を生かした特色ある学校づくりを基本とすることを明記するものである。

なお、小中併設型ないし一体型の小中一貫校の整備が行われる場合には、法令に基づいて手続きを進めるとともに、仮称となるが、例えば学校整備計画を策定することになると思われる。

パブリック・コメントの状況については、29名から102件の意見をいただき、意見への対応状況を賛同、参考、修正に分類している。

パブリック・コメントへの対応についてであるが、市の要綱に従い、概要といただいた意見への対応状況を公表する。なお、公表の際には、行政計画として策定しないことも付記する。

今後の手続きであるが、本日の教育委員会における意見を踏まえて、パブリック・コメントの結果の公表と教育長の決裁の後、年度末をめどに市内小中学校へ通知する予定としている。

教育長

ただいまの報告について、質問、意見等はないか。

なければ次に、報告事項(5)について、事務局より報告をお願いする。

管理課長

3月定例会では、関連質問を含め教育行政に関し、総括質問が4名の議員から、一般質問が8名の議員から質問があった。質問項目のみの報告とさせていただくので、後ほど確認いただきたい。

教育長

ただいまの報告について、質問、意見等はないか。

なければ、ほかに報告事項はあるか。

なければ次に、日程第4議第7号を議題とする。日程第4議第7号は人 事案件のため、非公開とすることに異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認め、議第7号を非公開とする。

(会議録は別記録とする)

教育長

予定された議事は以上である。これをもって3月の定例教育委員会を終 了する。

閉 会 (午後3時40分)